

2 用語の説明

【 ア 行 】

あったかふれあいセンター

高齢者や障害のある人など誰もが集える場としての「集い」を中心にした活動のほか、見守りや訪問活動のなかで高齢者の生活課題などに対応した生活支援サービスの提供を行うなど、地域の実情やニーズに対応した、小規模ながら多機能な支援を行う拠点をいいます。

【 サ 行 】

指定障害者支援施設

都道府県知事の指定を受けて、障害のある人に施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設のことをいいます。

障害児支援

○ 障害児通所支援

・ 児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

・ 医療型児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などに加えて治療を行います。

・ 放課後等デイサービス

就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行います。

・ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園等に出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、本人の障害の特性に応じた集団生活の適応支援を行います。

・ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な方に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

○ 障害児入所支援

・ 福祉型障害児入所施設

障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。

- ・ 医療型障害児入所施設
障害の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。

障害者委託訓練事業

就職に必要な知識や技能を修得するため、企業や民間教育訓練機関等において、OA事務の講習や職場体験などの職業訓練を行う事業をいいます。

障害者就業・生活支援センター

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。公共職業安定所、障害者職業センター、障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、養護学校等と連携しながら、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせんなどを行います。

障害福祉サービス

○ 訪問系サービス

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
- ・ 同行援護
視覚障害により移動に著しい困難を有する人が外出するときに、移動に必要な情報の提供などの支援を行います。
- ・ 重度訪問介護
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
- ・ 行動援護
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
- ・ 重度障害者等包括支援
介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

○ 日中活動系サービス

- ・ 生活介護
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

- ・ 就労移行支援
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 就労継続支援（A型 ・ B型）
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ・ 就労定着支援
利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、当該雇用に伴い、生じる日常生活等の問題に関する相談、指導、及び助言その他の必要な支援を行います。
- ・ 療養介護
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
- ・ 短期入所（ショートステイ）
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

○ 居住系サービス

- ・ 共同生活援助（グループホーム）
夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
- ・ 施設入所支援
施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
- ・ 自立生活援助
施設入所支援やグループホームを利用していた者等を対象に、心身の状況、環境等の状況を把握し、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

身体障害者手帳

身体に永続的な一定の障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障害の種類と程度によって、1級から6級まで区分されています。

精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度に応じて重度のものから、1級、2級、3級に区分されています。

相談支援

障害のある人に、次の支援を行うことをいいます。

○ 市町村による相談支援

障害のある人やその家族からの相談に応じ、情報提供や助言などを行うとともに、障害のある人に対する虐待の防止や障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行うことをいいます。

○ 計画相談支援・障害児相談支援

障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容などを定めた「サービス等利用計画」を作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者等との連絡調整を行うことをいいます。

○ 地域相談支援

・ 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している精神障害のある人を対象に、住居の確保や在宅生活等に移行するための活動に関する相談等を行うことをいいます。

・ 地域定着支援

居宅において単身等で生活している障害のある人を対象に、常時の連絡体制確保などの支援を行うことをいいます。

【 ナ 行 】

難病

法律等による明確な定義はありませんが、行政が「難病」として取り上げる疾病の範囲は、次のように整理されています。①原因不明、治療方法が未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少ない疾病。②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病です。

【 ハ 行 】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

福祉研修センター

福祉を支える人づくりと担い手の確保など、総合的な福祉人材の育成を行うために、高知県社会福祉協議会内に設置している機関です。

福祉人材センター

福祉人材に関する啓発、調査研究、研修事業を行っているほか、福祉人材の登録、就業の斡旋を行うとともに、社会福祉施設経営者に対する相談支援を行うために、高知県社会福祉協議会内に設置している機関です。

【 う 行 】

療育手帳

知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、A 1（最重度）、A 2（重度）、B 1（中度）、B 2（軽度）の4段階に区分されています。